

令和 6 年介護報酬改定に係る事項について  
(介護保険施設及び居住系サービス)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和 8 年 3 月

# 協力医療機関に関する届出

## 年1回の届出が、引続き必要です

今年度、提出いただいた協力医療機関に関する届出書について、**年1回**以上の届出が義務付けられています。

協力医療機関との間で、急変時等の対応を確認の上、所定の様式により提出してください。

県が指定する施設等は、電子申請システムによる報告も可能です。

(URL) [https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6347](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6347)

なお、各要件を満たす協力医療機関を定めていない事業所においては、可能な限り速やかに、連携体制の構築をお願いします。

### (対象施設)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

令和6年4月1日から**義務化**されています

- ▶ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の**対応を取り決めるように努めなければならない**。
- ▶ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について**協議を行わなければならない**。

(県内の協定締結医療機関)

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/iryousoitikyoutei\\_kyougi.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/iryousoitikyoutei_kyougi.html)

(対象施設)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

# 重要事項説明書のウェブサイト掲載

令和7年4月1日から**義務化**されています

令和6年度介護報酬改定により、全サービスに重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けられました。

公表方法は次の2通りです。

- 法人のホームページに掲載
- 介護サービス公表システムに掲載

▶インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、新たに設けられた規定です。**確実に対応をお願いします。**

## 口腔衛生管理の強化

介護保険施設：令和6年4月1日から**義務化**されています

特定施設入居者生活介護：令和9年4月1日から**義務化**されます

令和6年度介護報酬改定により、定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施について、介護保険施設（特養・地域密着型特養・老健・介護医療院）においては義務化され、特定施設入居者生活介護においては3年間の経過措置期間を設けて義務化されます。

▶関連通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）等を確認し、**確実に対応をお願いします。**

# 入所者（利用者）の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 の設置

令和9年4月1日から**義務化**されます

令和6年度介護報酬改定により、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該委員会の設置と定期的な開催が3年間の経過措置期間を設けて義務化されます。

▶関連文書（「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）、「介護分野における生産性向上ポータルサイト」（<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/>））等を確認し、**確実に対応をお願いします。**